

コーポ榎ヶ峰運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社はるもにあ が開設する「コーポ榎ヶ峰」(以下「事業所」という)において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助(介護サービス包括型)(以下「共同生活援助」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助事業所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行なうものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

4 前3項の他、法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 コーポ榎ヶ峰

(2) 所在地 広島県尾道市栗原東二丁目17番86号

(共同生活住居の名称、所在地、入居定員)

第4条 事業を行う共同生活住居の名称、所在地、入居定員は、次のとおりとする。

なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含めるものとする。

共同生活住居名称	所在地	入居定員
コーポ榎ヶ峰	広島県尾道市栗原東二丁目17番86号	10名
コーポ久保	広島県尾道市防地町25番13号	5名

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。

(2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価を行いサービス内容と手順に係る管理を行う。

(3) 世話人 1名以上

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、食事や入浴等の介護等を行う。

(5) 夜間支援従事者 1名以上

夜間の緊急時に電話での呼び出し等に対応できるよう、連絡体制を確保する。

(主たる対象者)

第6条 共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 精神障害者(障害福祉サービスにおける共同生活援助の支給決定を受けたもの)

(2) 知的障害者(同上)

(共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行なう共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者に対する相談支援

(2) 食事、入浴の提供

(3) 健康管理の援助

(4) 金銭管理の援助

(5) 日中活動、余暇活動の支援

(6) 緊急時の対応

(7) 夜間支援体制の確保

(8) 関係機関等との連絡・調整

(9) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(10) 体験利用における支援

(11) 前各号に掲げる内容に附帯する便宜

(1) から(10)に附帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助等を提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算出された訓練等給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。
 - (1) 家賃・光熱水費・食費等の利用料については、別紙1又は別紙2のとおりとする。
 - (2) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費。
 - (3) 入院等の理由で施設を離れている期間の利用料は、施設から離れた日数によって別紙1又は別紙2とおり計算を行う。
 - (4) 体験利用に係る費用については利用日数に合わせ按分した額とする。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、入居に当たっては次に規定する内容に留意する。

- (1) 利用者や職員と相互の尊厳を尊重し、親睦を深める。
- (2) 重要事項説明書・利用規則等を守る。
- (3) 事業所の建物・備品・職員もしくは他の利用者に損害を与えた際は、すみやかに賠償する。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者が同一の月に共同生活援助以外の指定障害福祉サービス等をうけたときは、利用者負担額等合計額を算定しなければならない。

この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額又は高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者及び指定障害福祉サービス等を提供した事業者及び施設に通知しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに事業所が定める協力医療機関又は医療連携委託先の訪問看護事業所もしくは、利用者の家族、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関又は主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるために、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(夜間支援体制)

第 13 条 利用者からの緊急時の呼び出し等に対応できるよう、担当者に 24 時間連絡が取れ、施設に向く必要がある時は職員が対応できる体制を整えるものとする。

2 事業所は、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者からの緊急時の呼び出し等に対応できるよう、次のとおり常時の連絡体制を確保する。

- (1) 事業所は、当事業所の見えやすい場所に、夜間及び深夜帯における緊急時の連絡先及び電話番号を掲示する。
- (2) 前 1 号に基づく掲示に記載された連絡先及び電話番号に対し、連絡を行なう等の措置を講ずる。

(地域との連携)

第 14 条 事業所は、提供する共同生活援助における支援の質の確保をするため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1) 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- (2) 地域連携推進会議を開催するとともに、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける。
- (3) 第 1 号の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

(苦情解決)

第 15 条 提供した共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や責任者を設置し、苦情解決体制を整備する。

- 2 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員会を設置し、制度の概要及び第三者委員への直接の連絡先を利用者及びその家族に対し周知徹底するものとする。
- 3 提供した共同生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により広島県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員への質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村又は広島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は広島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（虐待防止の防止）

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （3）前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（職場におけるハラスメントの防止）

第 17 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 19 条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第 20 条 事業所は、サービスの提供に当たっては利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

- 2 事業所は、利用者の生命又は身体に危険が生じる恐れのある状況が予測される場合は、これを防ぐために家族や関係者、状況により警察の協力を要請し、入院等の必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、できる限りの措置を講じてもやむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討するため委員会を定期的に関催するとともに、その検討結果について、従業者に周知徹底を図る。この委員会は虐待防止委員会と一体的に設置・運営する（以下、虐待防止・身体拘束適正化委員会という）。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、法 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提出する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族に同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社はるもにあ と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、2024年 4月 1日から施行する。

(別紙 1)

◎「コーポ楨ヶ峰」月額利用料

項目	金額	税区分	備考
基本利用料(部屋代)	20,000円/月	非課税	※1
食費(夕食のみ)	400円/食	税込(8%)	
佐久ら弁当(昼食)	450円/食	不課税	立替で対応
佐久ら弁当(夕食)	675円/食	不課税	立替で対応
電気代(個室)	実費	不課税	電気メーターを設置
電気代(共有スペース)	実費	不課税	入居者で按分
水道代	実費	不課税	入居者で按分
設備利用料(日用品費等)	2,000円/月	税込(10%)	
設備利用料(設備負担金)	3,000円/月	税込(10%)	
私用電話代	実費	不課税	私用利用した通話料を請求
送迎代(瑠璃の屋形)	100円/回	税込(10%)	
自立支援費	厚生労働大臣が定める基準により算定した額		

◎月途中に入居、退居された場合(記載がない項目は月額利用料を参照)

項目	金額	税区分	備考
基本利用料(部屋代)	667円/日	非課税	※1
電気代(共有スペース)	実費	不課税	入居者で按分(日割り対応)
水道代	実費	不課税	入居者で按分(日割り対応)
設備利用料(日用品費等)	67円/日	税込(10%)	
設備利用料(設備負担金)	100円/日	税込(10%)	

◎入院などの理由で15日以上外泊する場合(※2)(記載がない項目は月額利用料を参照)

項目	金額	税区分	備考
基本利用料(部屋代)	10,000円/月	非課税	※1
電気代(共有スペース)	実費	不課税	入居者で按分(日割り対応)
水道代	実費	不課税	入居者で按分(日割り対応)
設備利用料(日用品費等)	67円/日	税込(10%)	
設備利用料(設備負担金)	100円/日	税込(10%)	

※1 特別障害者特別給付費の支給対象の方は最大10,000円/月の補助を受けられます。

※2 入院などの理由で外泊された場合でも14日以内であれば1ヶ月分の請求をさせていただきます。

(別紙 2)

◎「コーポ久保」月額利用料

項目	金額	税区分	備考
基本利用料(部屋代)	25,000円/月	非課税	※1
食費(夕食のみ)	400円/食	税込(8%)	
佐久ら弁当(昼食)	450円/食	不課税	立替で対応
佐久ら弁当(夕食)	675円/食	不課税	立替で対応
電気代(個室)	実費	不課税	電気メーターを設置
電気代(共有スペース)	実費	不課税	入居者で按分
水道代	実費	不課税	入居者で按分
設備利用料(日用品費等)	2,000円/月	税込(10%)	
設備利用料(設備負担金)	3,000円/月	税込(10%)	
私用電話代	実費	不課税	私用利用した通話料を請求
送迎代(瑠璃の屋形)	50円/回	税込(10%)	
自立支援費	厚生労働大臣が定める基準により算定した額		

◎月途中に入居、退居された場合(記載がない項目は月額利用料を参照)

項目	金額	税区分	備考
基本利用料(部屋代)	834円/日	非課税	※1
電気代(共有スペース)	実費	不課税	入居者で按分(日割り対応)
水道代	実費	不課税	入居者で按分(日割り対応)
設備利用料(日用品費等)	67円/日	税込(10%)	
設備利用料(設備負担金)	100円/日	税込(10%)	

◎入院などの理由で15日以上外泊する場合(※2)(記載がない項目は月額利用料を参照)

項目	金額	税区分	備考
基本利用料(部屋代)	12,500円/月	非課税	※1
電気代(共有スペース)	実費	不課税	入居者で按分(日割り対応)
水道代	実費	不課税	入居者で按分(日割り対応)
設備利用料(日用品費等)	67円/日	税込(10%)	
設備利用料(設備負担金)	100円/日	税込(10%)	

※1 特別障害者特別給付費の支給対象の方は最大10,000円/月の補助を受けられます。

※2 入院などの理由で外泊された場合でも14日以内であれば1ヶ月分の請求をさせていただきます。